

寄附について

公益財団法人川崎市消防防災指導公社では、当社が実施している事業に賛同していただける方々からの寄附を募っております。

当社の寄附金には、税制上の優遇措置が適用され、所得税（個人）、法人税（法人）の控除が受けられます。

皆様方からのご支援よろしくお願い申し上げます。

個人寄附の場合の優遇措置

【所得控除】

確定申告の際、下記の算式により計算された金額を寄附金控除額として年間の総所得から控除することができます。

算式 所得控除額＝寄付金額－2,000円

*その年に支出した寄附金の合計額で総所得金額等の40%相当額が限度

◎事例

年中の総所得金額が500万円、寄附金の合計額が30万円の場合

$30\text{万円} - 2,000\text{円} = 29\text{万}8,000\text{円}$

$500\text{万円} \times 40\% = 200\text{万円}$

寄附の全額が総所得金額等の40%以内となりますので、寄附金控除対象額は29万8,000円となります。

法人寄附の場合の優遇措置

【法人税の控除】（支出法人が普通法人等の場合）

通常的一般寄附金の損金算入限度額とは別枠で下記算式を限度として損金算入が認められております。

I 通常的一般寄附金の損金算入限度額

II 別枠の損金算入限度額

算式 $(\text{資本金等の額} \times 3.75 / 1000 + \text{所得の金額} \times 6.25 / 1000) \times 1/2$

I + II の合計金額の損金算入が認められます。

詳しくは、お問い合わせをいただくか、最寄りの税務署にご確認ください。

寄附の流れ

- 1 寄附の申し入れ及び相談
↓
- 2 寄附者からの寄附申込書（様式第1号）の提出
↓
- 3 納付書の送付（公社から寄附者）
↓
- 4 寄附金の納付
↓
- 5 入金確認後、寄附金等受領書（様式第2号）の送付